

高所作業時の注意点

足場の組み立て等、高所作業に関わる以下の作業については、有資格者以外は作業できません。作業時に、有資格者修了証の提示をお願いします。

(平成 27 年 7 月 1 日から施行の改正労働安全衛生規則は、平成 29 年 6 月 30 日までの猶予期間が経過しました)

有資格者の必要な舞台上での作業

- ・足場の組み立て・解体または変更に係る作業
- ・移動式足場（ローリングタワー）の組み立て・解体
（脚立を支持物として足場板を掛け渡す場合は足場に該当、高さに関係なく資格が必要です）
- ・足場上で照明・音響等の作業用パイプの取り付け
（足場の上を歩くだけなら資格は必要ありません。解体または変更を行う場合には資格が必要です）

その他舞台上での作業について

- ・高所作業にあたってはヘルメットの着用、安全帯の使用等落下防止の措置をお願いします
- ・道具・部品の落下防止にも努め、高所作業の下にいる作業員もヘルメットの着用をお願いします

附則関係

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| 1. 足場の組み立てなどの作業の墜落防止措置を充実 | 安衛則第 5 6 4 条 |
| 2. 足場の組み立てなどの作業に特別教育が必要 | 安衛則第 3 6 条、第 3 9 条 |
| 3. 足場の組み立てなどの後は注文者も点検が必要 | 安衛則第 6 5 5 条、第 6 5 5 条の 2 |
| 4. 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実 | 安衛則第 5 6 3 条 |
| 5. 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し | 安衛則第 5 7 1 条 |
- （1）施行期日(附則第 1 条関係)改正省令は、平成 27 年 7 月 1 日から施行することとしたこと。
- （2）特別教育に関する経過措置（附則第 2 項関係）改正省令の施行の際現に第 2 の 1 の業務に従事している者については、平成 29 年 6 月 30 日までの間は、当該業務に関する労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 59 条第 3 項の特別の教育を行うことを要しないこととしたこと。
- （3）足場の作業床に関する経過措置（附則第 3 項関係）はり間方向における建地の内法幅が 64 センチメートル未満の足場の作業床であって、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、この省令の施行の際現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り、第 563 条第 1 項第 2 号八の規定は、適用しないこととしたこと。
- （4）罰則に関する経過措置（附則第 4 項関係）罰則の適用に関し必要な経過措置を定めたこと。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081490.html>